

## 第2節

## 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出

## 1 「瀬取り」への対応

## 1 基本的考え方

北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを凶っている可能性が指摘されている中、自衛隊はわが国周辺海域において、平素実施している警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集も実施している。

## 2 防衛省・自衛隊の対応

海自艦艇などが、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を、2018年以降、これまでの間に計24回確認し、関係省庁とその都度、情報共有を行った。

これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、

国連安保理決議で禁止されている北朝鮮籍船舶との洋上での物資の積替え（「瀬取り」）を実施していたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国として、国連安保理北朝鮮制裁委員会などに通報するとともに、関係国と情報共有を行ってきたほか、これらのタンカーの関係国などに対して情報提供を行い、対外公表を実施した。

こうした北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動に対し、近年、国際的な関心が高まってきており、米国はもとより、2018年4月以降、オーストラリア、カナダ、英国、ニュージーランド、フランス及びドイツが、東シナ海を含むわが国周辺海域に艦艇や航空機を派遣し、警戒監視活動を実施している。防衛省・自衛隊は、引き続き関係国と緊密に協力をを行い国連安保理決議の実効性を確保していく。

## 2 中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集

## 1 中東地域への自衛隊派遣に向けた経緯

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、わが国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。

中東地域においては、緊張が高まる中、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、2019年6月には日本関係船舶の被害も発生した。このような状況のもと、米国や欧州諸国などの各国は、その地域において艦船、航空機などを活用し、船舶の航行の安全のための取組を進めている。

わが国は、中東における緊張緩和と情勢の安定化に向

けて、政府として外交的な取組を積極的に進めるとともに、政府内での議論を経て、2019年12月、日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定した。その中で、わが国としては、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のためのわが国独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底、及び③自衛隊アセットの活用による情報収集活動を行っていくこととしている。

本情報収集活動では、2021年12月の閣議決定以降、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機に加え、派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦1隻を活用することとしている。

また、活動海域は、オマーン湾、アラビア海北部及び



資料：わが国における国連安保理決議の実効性の確保のための取組

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/sedori/index.html>

図表Ⅲ-1-2-1 中東における情報収集活動に従事する部隊



バブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）としている。

自衛隊が収集した情報については、内閣官房、国土交通省、外務省をはじめとする関係省庁に共有しており、官民連絡会議などを通じて関係業界にも共有するなど、政府としての航行安全対策に活用されている。

## 2 自衛隊の活動

### (1) 自衛隊による情報収集活動

自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものである。

これは、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応としての自衛隊法第82条に規定する海上における警備行動（海上警備行動）に関し、その要否にかかる判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定に基づき実施するものとしている。

### (2) 活動実績

2020年1月、海賊対処部隊のP-3C哨戒機2機が、情報収集活動を開始した。また、同年2月、派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦が情報収集活動を開始した。

なお、2021年12月の閣議決定に基づき、2022年2月以降、派遣海賊対処行動水上部隊が海賊対処行動と情報収集活動を兼務して実施している。現在までのところ水上部隊及び航空隊が活動した海域において、日本関係船舶に対する特異な事象があったとの情報には接していない。

#### ア 水上部隊（2022年2月まで派遣情報収集活動水上部隊、同月以降派遣海賊対処行動水上部隊）

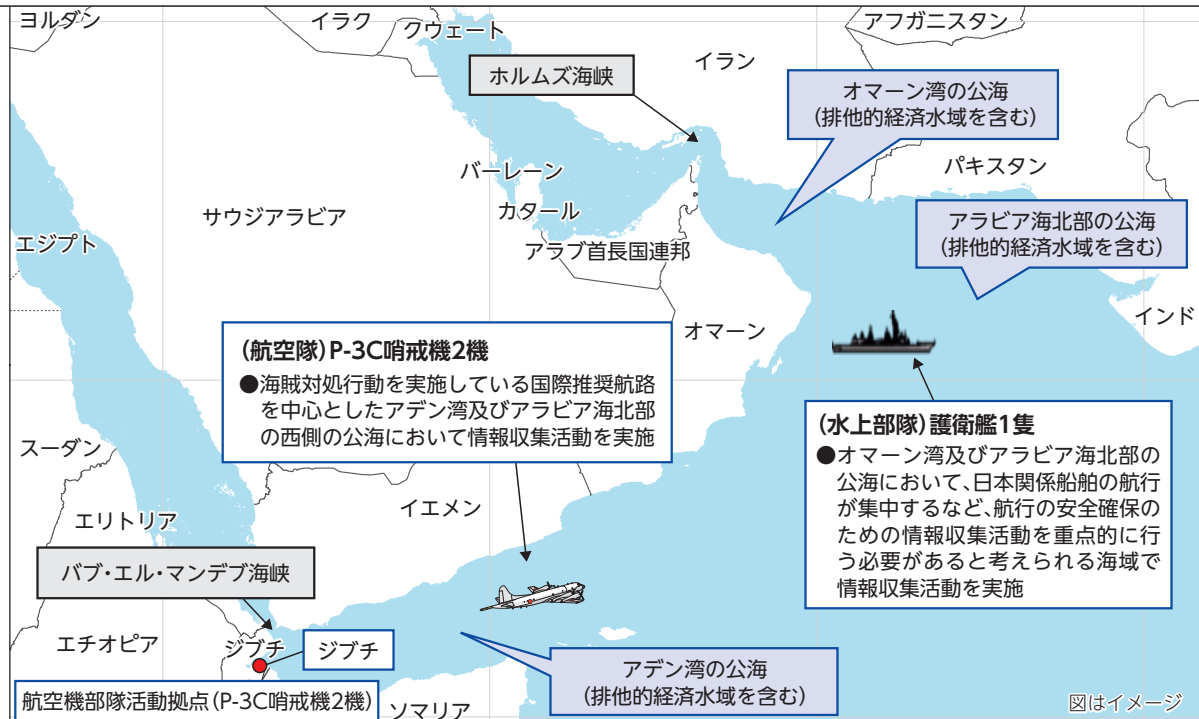
オマーン湾の公海及びアラビア海北部の公海において活動している。確認した船舶数は2023年3月31日現在で累計85,599隻となっている。

#### イ 航空隊（派遣海賊対処行動航空隊）

アデン湾の公海及びアラビア海北部の西側の公海において活動している。確認した船舶数は2023年3月31日現在で累計66,819隻となっている。

図表Ⅲ-1-2-2 自衛隊による情報収集のための活動（イメージ）

- 活動の目的:政府の航行安全対策の一環として、日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集  
※不測の事態が発生するなど状況が変化し、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、海上警備行動を発令して対応（保護対象は日本関係船舶(※)とし、個別具体的な状況に応じて対応）
- 運用アセット:護衛艦1隻(哨戒ヘリ1～2機搭載)及びP-3C哨戒機2機(派遣海賊対処行動部隊の艦艇及び航空機を活用)  
⇒実際の現場海域における船舶の航行状況や周辺海域の状況、特異事象の有無などについて、継続的に情報を収集することが可能。
- 情報収集活動地域:オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(排他的経済水域を含む)



(※)日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、わが国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又はわが国の積荷を輸送している外国籍船であってわが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。

図はイメージ

### (3) 活動期間の延長

中東地域においては、日本関係船舶の防護を直ちに要する状況にはないものの、高い緊張状態が継続していること、また、米国などによる「海洋安全保障イニシアティブ」をはじめ、各国も活動を継続していることなどを踏まえ、2020年以降、政府は自衛隊の活動期間を毎年約1年間延長している。

なお、期間満了前に、日本関係船舶の航行の安全確保の必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、活動期間の終了を待たず、その時点においてこの活動を終了するほか、情勢に顕著な変化が見られた場合は、国家安全保障会議において対応を検討することとしている。

☐ 参照 図表Ⅲ-1-2-1（中東における情報収集活動に従事する部隊）、図表Ⅲ-1-2-2（自衛隊による情報収集のための活動（イメージ））、資料16（中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について）

## 3 関係国との意思疎通や連携

### (1) 米国

わが国として、中東地域における日本関係船舶の航行の安全を確保するためにどのような対応が効果的かについて、原油の安定供給の確保、米国との関係、イランとの関係といった点も踏まえつつ、総合的に検討した結果、米国などの海洋安全保障イニシアティブには参加せず、日本独自の取組を適切に行っていくこととした。一

方、中東における航行の安全を確保するため、米国とはこれまでも様々な形で緊密に連携してきているところであり、自衛隊の情報収集活動に際しても、わが国独自の取組を行うとの政府方針を踏まえつつ、同盟国である米国と適切に連携することとしている。このため、海自からバーレーンに所在する米中央海軍司令部へ、海上自衛官1名を連絡官として派遣し、米軍と情報共有を行っている。

## (2) 中東地域における沿岸国

わが国独自の取組として実施する今般の情報収集活動については、イランを含む沿岸国の理解を得ることは重要であり、これまでもこの活動について、透明性をもって説明してきている。また、中東における船舶の航行の安全確保については、沿岸国の役割が重要であり、わが



情報収集活動に従事中的艦艇乗員

国の取組について、沿岸国に働きかけ、理解を得てきている。



資料：中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組  
URL：[https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/m\\_east/index.html](https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/m_east/index.html)